



標茶町

農業委員会だより

発行 標茶町農業委員会
 編集 農業委員会だより
 広報委員会
 川上郡標茶町川上4丁目2番地
 電話 485-2111
 (内線171・172)
 FAX 485-1922



農業者年金加入推進取り組みの様子

標茶町農業委員会

会長 佐瀬 日出夫

早春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年は農地法、農業委員会法、農協法など戦後70年の中で一番大幅な改正となりました。

私共農業委員会も各関係機関と連携し反対致してきたT P P (環太平洋経済連携協定)も大筋合意がなされ、後は参加12カ国が自国での承認を得る段階となっております。政府は「影響は限定的」との声明を発表致しましたが、5年から10年後を見据えた対策大綱を示しました。北海道においても強い危機感をもった対策を打ち出しております。今後の予算の確保に充分な配慮を望むところであります。

政府は企業の農地所有を認める規制緩和に動き出しました。今回は、国家戦略特区を対象に、法人への企業出資比率を50%以上でも認める方針です。4月施行の農地法改正では、出資比率が25%から50%未満に引き上げられます。本町の農地行政においては、既存の農業者との共存性と企業の力を取り入れる際の問題点を議論する必要があります。あると思っております。

様々な法律改正は農村地域における高齢化、担い手不足、後継者不足など地域の生産力低下という農業の衰退を危惧したものです。

農業委員会では、担い手対策、後継者対策、新規就農者対策、女性就農問題など今後も諸問題解決に向け努力を致します。併せて、農業委員会業務に対しご理解とご協力をお願い申し上げます。

農業委員会総会は毎月 **25** 日に開催を予定しています

■ 許可申請書、農用地利用集積計画の申出、現況証明願書は、当月の10日までに農業委員会に提出してください。

平成28年度 標茶町農業委員会事業計画

I 農業情勢と課題

本町の農業は、広大な土地と恵まれた水資源に支えられ、草地形酪農を根幹として、生産基盤整備の積極的な推進により経営規模の拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げてきたほか、肉牛の生産・販売にも積極的に取り組み、野菜生産においては、冷涼な気候を活かし大根の栽培も導入され、道内屈指の産地として知られるようになりました。

しかしながら、農業生産の大宗を占める酪農においては、生産資材の高止まりや担い手の不在など依然厳しい経営環境におかれ、毎年の離農戸数も高水準のまま推移しています。

さらに、T P P協定が関係国間で調印されたことにより、政府はその影響を試算しましたが内容は不十分であり、国内農業と国民生活に与える影響について正確な情報提供と、国会決議との整合性及び国民合意に向け国会で十分議論を尽くすよう関係機関・団体等と連携し要請してまいります。

また、農業委員会組織・制度改革については、改正法が成立しましたが、これまで同様、法令業務・振興業務の積極的な取組みはもとより改正制度の周知と円滑な実施に努めてまいります。

このような状況を踏まえ、本会は「農業委員会等に関する法律」に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、本町農業の持的発展と、本町の振興に寄与するため「行動する農業委員会」

としてさらに取組みを強化し農業・農業者の公的表機関として本町農業振興のために関係機関・団体との連携強化を図り積極的な活動を推進してまいります。

II 活動方針

1 農業委員会活動を實現するため農業委員自ら実践行動に取り組む

2 地区担当制により農業者の声を幅広くくみとり、きめ細かな農業委員会活動を展開する

III 活動計画

1 担い手の育成・確保対策の推進

① 地域の核となり得る経営の法人化を促進するとともに、農地所有適格法人要件の適正な管理・指導を行う。また、後継者・新規就農者の定着を推進する。

② 女性及び後継者の農業経営参画を推進するため、関係機関・団体等と連携し、家族経営協定の積極的な普及活動を行う。(取組みやすいワンポイント協定も含めて幅広い普及推進を行っていく)
(農業委員自らが締結する)

③ 農業者年金の加入促進に努める。
(農業委員自らが加入する)

④ 標茶町ニューホーム推進協議会を中心に経営継続の鍵となる後継者のパートナー対策の取組みを推進する。

2 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消

① 農地パトロールの実施と結果の検討、遊休農地、無断転用の防止に努める。
② 農地集団化(交換分合)事業を推進する。

③ 農用地利用関係調整及びあつせん事業・農地売買等事業及び農地中間管理事業により農地の流動化を図り、担い手に対して農地の利用集積を図る。
④ 「人・農地プラン」には農地の利用集積の促進と効率的利用の推進を図られるよう農地データ等の提供をはじめとして積極的に関与する。

3 地域に根ざした農政活動の推進

① 農業委員の地区担当制により、地域活動の推進体制の確立を図る。
② 関係機関、団体との意見交換会をはじめ、農地相談会等を通じて地域農業者等の声を把握し、行政への意見の公表・建議等の取組を行う。

③ 関係機関・団体と連携を図り、地域農業の姿と地域の伝統文化、食生活等を伝える食農教育の推進及び新規就農事業の情報提供に積極的に取組み、将来の担い手の育成確保に寄与する。

4 農業委員・事務局職員の資質の向上

① 各部会を積極的に開催し、調査・研究を行う。
② 農業委員及び職員の研修会等を積極的に開催、参加する。

③ 農地制度の適正な運用に向けた研修活動を開催する。

5 農業委員会の制度の普及及び広報活動の推進

① 新たな農地制度の普及・浸透を図る。
② 農業委員会活動の「見える化」に努める。
③ 各種イベントにおいて農業委員会コーナーを設置し、農業委員会組織のPR活動を行う。

は平成28年度重点取組み事項



農業者年金研修会・相談会の様子

農業者年金加入推進を行って

当会では毎年2月から3月を農業者年金加入推進月間と定め、戸別訪問を行っております。今年度も4地区を農業委員・事務局職員・JA職員で回り、数名の加入をいただいております。

農業者年金といえば平成13年度以前の旧制度のイメージがあり、あまり快く思っていない方もおられると思います。しかしながら平成14年から始まった現在の新制度は自己積み立て型となっており、様々なメリットのある年金となっています。いくつか簡単に説明します。

① 終身年金であり、仮に早く亡くなられた場合でも80歳までに受け取れるのはあった分については遺族が一時金として受給できる

② 保険料の全額が社会保険料控除の対象となる

③ 保険料が月額2万円から6万7千円間で自由に選択できる(千円単位)
興味のある方や、現在加入中で疑問等がある方はお気軽に農業委員会かJAまでお問い合わせください。

自分の将来を考えた時に、国民年金のみでは不安を感じる方も多いと思います。若いうちから老後に目を向け、無理なく積み立てていくことが大事ではないでしょうか。

農業委員 山本 志伸

全国女性農業委員活動推進
シンポジウムに参加して

3月9日、全国女性農業委員活動推進シンポジウムが東京浅草公会堂で開催されました。全国女性農業委員461名と都道府県農業会議所の関係の方々や標茶から2名の参加でした。「いま考えよう。女性の力で、輝く地域農業・農村の確立を」を基本テーマに掲げ、農業ジャーナリスト青山浩子氏による「女性目線で考える地域農業・農村の活性化について」と題して講演がありました。講演で感銘を受けた一部ですが報告したいと思えます。農家の約半数で女性が意思決定に参加し、消費者や生活の目線で飽きられない商品の開発をし、特に酪農家は育てる仕事で本能的に女性に向いていて、職人氣質の男性とは異なりバランスの良いものづくりと組織運営ができます。また、男性に対して精神面のサポートをして女性が活躍する経営体は、収益が高いと評価しております。これから農業委員制度が変わる今をチャンスと捉えて、農業委員について情報発信をし、女性農業者に呼びかける工夫を行い、経営者であるだけでなく社会的活動に貪欲に取り組んで下さいと激励を受けました。

て農業経営を継続していくためには農業者年金の加入が不可欠である。」と話されていきました。標茶の女性農業者に「農業者年金」への加入推進は継続して行っていきたいと思えました。



北海道からの全国女性シンポジウム参加メンバー

研究会では、「最近の農業情勢について」全国農業会議所事務局長代理、稲垣照哉氏より報告がありました。また、「農業者年金のメリットと加入推進について」と題し、独立行政法人農業者年金基金理事長、中園良行氏より「農業者年金制度は農業者のために国民年金の上乗せ年金として仕組みられている公的年金制度です。農業者の老後を含む将来不安を払拭し、若い後継者や女性農業者が安心して

最後に、第12回女性農業委員活動推進シンポジウムは「男女共同参画社会の形成を推進し、農地利用の最適化を果たそう」とアピールされました。内容は次の3点です。
1. 私たちは農業委員会の一員として、農地利用の最適化に取り組みます。
2. 私たちは、豊かな農村社会を育んでいきます。
3. 私たちは、男女共同参画社会を推進し、女性農業者の声を発信します。
会場は全国女性農業委員のパワー一杯でした。今後の標茶町農業委員会活動に取り入れて行きたいと思えます。参加させていたいただきました事、感謝いたします。
農業委員 甲斐やす子

農業委員活動強化
研修会に参加して

去る1月13日、札幌かでのホールにて行われた農業委員活動強化研修会に出席しました。全道から約400名の参加だった。

まず最初に、北大の農学研究員准教授、東山氏による「T P P大筋合意と農政改革、農業構造」について講演があった。T P Pの関税撤廃構造については、全品目95%、農林水産品81%は日本の交渉力が発揮されたことになるのか？
日本は従来と比べるべきで、輸出国と比べても意味がないのではないのか？
重要5品目で3割の関税撤廃は明らかに国会決議違反ではないか？
牛肉・豚肉の関税撤廃率が突出して高く差がついた理由を説明すべきではないか？
牛肉セーフガードが発動しにくく、最終的に日本は全ての仕組みを失うことになり、事実上の関税撤廃ではないか？
米の特別輸入枠の設定で国産米を「消去」してまで輸入する必要があるのか？
ホエイ、脱粉と競合するW P C 3 4の関税撤廃に踏む込むのはなぜか？
重要5品目発効7年後の見直しに、日本だけが複数輸出国を相手に約束させられているのはなぜか？
などなど、T P Pについて説明があり、そもそも関税収入の減少は明らかで、経営対策の財源確保が可能なのが一番心配なところである。

その他、国内対策の論点として、補正予算でクラスターやパワーアップの基金化をしたが要望額にはほど遠い事や、農政改革の論点として農協の外出しや准組合員の利用規制問題などの話、またこれ



総会の様子

からの農業構造の展望について就業人口の高齢化や後継者不足、新規参入者の育成や経営継承について話された。
次に事例発表として、まず北見市の農業委員会長から「農業経営意向に関するアンケート調査」の報告があった。農業者の現状、意向などが分かり、これからの委員活動に活かせ、我々も行いたいと感じた。

最後に足寄町農業委員会事務局長の報告で「足寄町農業委員会における農業委員会法改正に伴う市町村条例等の整備状況と法施行に向けた対応」について報告があった。わが委員会も29年度は法改正に伴う農業委員の選出があるので参考にしたいと思った。その後質問が少しあり17時に閉会した。

朝7時から夕方5時まで、J Rと会場で座りっぱなしで疲れたが、有意義な研修会となった。
農業委員 嶋中 勝

農業委員会法・農地法改正ポイント

改正農業委員会法等は平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。今回、改正された大きなポイントをお知らせいたします。

農業委員会法関係

①農業委員の選出方法が変わります

農業委員の選出方法が、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります。

市町村長は、任命に当たって、あらかじめ地域や団体等に候補者の推薦を求め、公募も行います。

※施行日現在、在籍している農業委員は任期満了まで引き続き農業委員の職務を行います。(標茶町農業委員の任期は平成29年7月19日です。)

次期改選期前に、公募や推薦依頼について広報・ホームページ等によりご案内いたします。

《農業委員の選任のイメージ》



農地法関係

①農業生産法人から農地所有適格法人へ

今回の農地法改正では、農業の6次産業化を進めるため、農地の所有が認められている法人の要件である農業生産法人制度について、3つの変更が行われます。

- ① 法律上の名称を農地所有適格法人に変更します
- ② 構成員に占める農業者以外の割合も議決権の2分の1未満まで認められます
- ③ 法人の役員の農作業従事要件も役員等のうち1人以上が農作業に常時従事すれば足りす

※名刺や看板、法人登記等に付けている「農業生産法人」という名称を変更する必要はありません。

全国農業新聞

経営とくらしを応援!!

発行日 毎週金曜日

購読料 月七〇〇円

申込先 農業委員会事務局

農地のお悩み相談所

農地農業委員会では、農地にまつわる様々な悩みについて、相談を受けています。

Q1 自分の農地に住宅を建てる場合にも許可があるのでしょいか。

A1 農地法では農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合には、原則として都道府県知事の許可を受けなければならないことになっています。したがって、自己所有の農地に住宅を建てる場合であっても農地の転用に該当するので農地法第4条の許可が必要となります。このように農地法が自己所有の農地を転用する場合においても許可を要することとしているのは、無秩序な農地のかい廃を規制し農業生産の基盤となる優良農地の確保を図る必要があること等によるものです。

また、農地を農業用施設として転用する場合には、その施設が農地の附帯施設等(自己の農地の保全又は利用上必要な施設、例えば自らの耕作の事業のための道路、用排水路、土留工、防風林)として農業経営上必要不可欠なものであることから、農地法の適用除外の特例が設けられており、その転用面積に関係なく許可を要しないこととなっております。

また、建築物については、自己所有の農地を温室・畜舎、作業場等農業経営上



必要な施設に転用する場合で、その転用する農地の面積が2アール(200平方メートル)未満であるときは、許可は要しないことになっています。

※2アールを超えてしまうと許可が必要となりますので農業委員会にご相談下さい。

編集後記

農業委員会便り73号お届けします。

ようやく春の兆しが見えてきたこの頃、新入学生、新社会人が期待と不安のスタートを切る時期でもあります。ただ農家に関しては高齢化が進み、離農が年々増加しています。

経営継承事業をご存知でしょうか。標茶で登録されている方はまだまだ数少ないようです。現在使用し活躍している施設、乳牛、土地を経営継承する方にそのまま引き継いで有効に活用してもらおうとする制度です。意欲ある都会の若者ばかりではなく、就農を希望しながらも活躍する場が見つからない酪農家の子息にもぜひ声をかけたいものです。詳しくは役場農林課、JAふれあい相談課までお問い合わせください。

(広報委員 佐藤 肇)